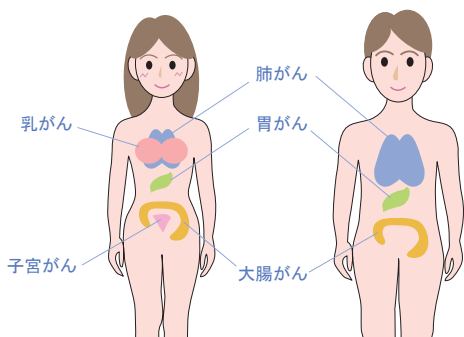


国が定めているがん検診は5部位



検診が本当に役にたつのかどうかは、最終的には「死亡率減少に効果があるかどうか」という尺度で判断します。厚生労働省は、内外の研究から確実にそうした効果があると認められるものをがん検診に取り入れています。それが5つの検診項目です。

胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がん、いずれも日本人がかかる確率の高い部位です。

20歳以上を対象にした子宮がんを除き、検診対象者は40歳以上と定め、法に基づく事業として市区町村が行っています。

がん検診の種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん	問診、胃部X線検査	40歳以上	年1回
子宮がん	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳以上	2年に1回
肺がん	問診、胸部X線検査、問診の結果医師が必要と認めた者に対し喀痰細胞診	40歳以上	年1回
乳がん	問診、乳房X線検査(マンモグラフィ)、視触診	40歳以上	2年に1回
大腸がん	問診、便潜血検査	40歳以上	年1回

厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の一部改正について(平成16年4月)から

がん検診は、お勤めの方は職場で、それ以外の方は各市区町村が実施するものを受けられます。

市区町村が定期的に行っているがん検診は、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がんです。対象年齢等の条件を満たしていれば誰でも受診の資格がありほとんどの場合、本人に案内が届きます。

詳しくはお住まいの市区町村の担当窓口でおたずねください。また、市区町村で発行している広報紙やホームページ等には、検診に関する情報も掲載されていますので、よく読みましょう。

がん検診に関する相談窓口

- お住まいの市区町村の窓口、または保健所
- 職場の健康管理者、または健康管理室
- 日本対がん協会の支部
30ページ以降の日本対がん協会支部一覧をご覧ください。
- がん診療連携拠点病院の相談窓口や相談支援センター
17ページ以降のがん診療連携拠点病院リストをご覧ください。

